



# 山形県公報

令和4年7月8日(金)  
第319号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 有害図書類の指定……………(女性・若者活躍推進課) ……673
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……674
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……675
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(村山総合支庁西村山農村整備課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……676

### 公 告

- 令和4年度職業訓練指導員試験の実施……………(雇用・産業人材育成課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……677

## 告 示

### 山形県告示第573号

山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

(図 書)

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
865	臨時増刊ラヴァーズ VOL. 25	68546-54	株式会社大洋図書	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
866	増刊エキサイティングマックス! 6月号vol. 170	02300-6	株式会社楽楽出版	
867	昭和の不思議101 2022年 夏の男祭号	68546-70	株式会社大洋図書	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

868	ヤバすぎる裏ワザベストカタログ2022他言無用の裏ワザ150+α	64248-48	株式会社三オブックス	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
869	ラジオライフ7月号	09155-07	株式会社三オブックス	
870	まんが悲惨な現実貧しい日本DX	53456-22	株式会社コアマガジン	
871	まんが悲惨な芸能界不幸大全	53456-23	株式会社コアマガジン	

山形県告示第574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人飯豊町社会福祉協議会 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	短期入所生活介護センター 福祉の里めざみ 西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	短 期 入 所	令和 4. 6. 30

山形県告示第575号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービスを次のとおり指定した。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
株式会社よつ葉 愛知県春日井市堀ノ内町三丁目1番地3	s e l f - A ・よつ葉酒田 酒田市北新橋一丁目1番地1	就労継続支援（A型）	20名	令和 4. 6. 29

山形県告示第576号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成29年7月24日  
90
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社黒澤ファーム  
代表取締役 黒澤 信彦  
南陽市池黒1673番地
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査

- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
黒澤 拓真	玄米	国内産農産物に限る。

**山形県告示第577号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
最上堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東村山郡中山町大字長崎3129番地の1
- 3 認可年月日  
令和4年7月1日

**山形県告示第578号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営元能中地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
朝日町役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年7月11日から同年8月9日まで
- 4 その他
  - (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第579号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市羽黒町手向字羽黒山8-29（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養、公衆の保健
- 3 保安林解除の理由  
国立公園事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第580号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和4年7月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田畑線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
北村山郡大石田町大字川前字下代133番1から 同 131番1まで	旧	20.0メートル } 13.7	40メートル
同 上	新	21.7メートル } 13.7	同 上

**公 告**

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日 時  
令和4年9月9日（金）午前11時から
  - (2) 場 所  
山形市松波二丁目8番1号 山形県庁1001会議室
- 2 試験を実施する職種及び科目
  - (1) 職 種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
  - (2) 科 目  
指導方法
- 3 試験の対象者  
職業能力開発促進法第30条第5項及び職業能力開発促進法施行規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科に係る試験の免除の対象となる者
- 4 受験手続  
受験申請書を令和4年8月8日（月）から同月19日（金）までの間に産業労働部雇用・産業人材育成課（山形市松波二丁目8番1号）に提出すること（郵送による提出の場合は、同月8日（月）から同月19日（金）までの消印のあるものを有効とする。）。
- 5 その他  
詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2378）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年7月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を 超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート1号棟	新庄市金沢1494 -1	3DK	62.8	1	一般用	16,100 円	18,600 円	21,200 円	24,000 円	27,400 円	31,600 円	3 月分 の家賃 に相当 する額

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦又1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年8月1日から同月5日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、令和4年8月5日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

5 入居の時期 令和4年10月上旬